13　令和８年台風第２５号等による災害を踏まえた提案について

（共同提案）

令和８年９月の台風第２５号に伴う記録的な大雨により、大規模な土砂災害、堤防の決壊、河川の氾濫、浸水被害等が発生し、人的被害に加え、住家、河川、道路、農林水産関係施設等は甚大な被害を受けた。加えて、広範囲にわたる停電、通信障害及び交通網の寸断等により、住民生活や企業活動に深刻な影響が及んでおり、被災地域においては、住民生活の早期安定化及び地域経済の再建が喫緊の課題となっている。

自然災害が激甚化・頻発化する中、従来の防災・減災対策では対応が困難な事態が生じている。また、８月にも記録的な集中豪雨が発生しており、短期間に相次ぐ大規模災害に見舞われたことにより、復旧途上にあった住宅やインフラが再び被災するなど、地方公共団体の負担は極めて大きなものとなっている。

このため、国においては、被災者の生活再建及び被災地域の早期復旧・復興を図るとともに、防災・減災対策を一層強化するため、地域の実情を十分に踏まえ、既存制度の柔軟な運用や必要な財政支援を含む対策の充実強化を図るよう、次の事項について要望する。

１　災害救助法の見直しについて

被災者の生活再建に向けては、住まいを迅速に確保することが喫緊の課題となるが、被災住宅の応急修理については、被災者自らが修理業者と契約し、費用を支払った場合には災害救助法の適用対象とならない。また、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅については、国庫負担の対象となる家賃上限額を超える物件は対象とならないほか、被災者が自ら賃貸借契約を締結し、その後、賃貸型応急

住宅として認められても、入居時に支払った賃貸物件保証金等は災害救助法の対象とならず、被災者の負担となっている。

このため、応急的な住まいの確保に当たっては、一定の要件の下で災害救助法の適用対象等を柔軟に設定するなど、制度の弾力的な運用や拡充を図ること。

さらに、災害救助法に基づく救助制度については、近年の災害の激甚化・頻発化に加え、社会経済情勢や住環境、被災者ニーズが大きく変化していることを踏まえ、被災者の迅速な救助と生活再建につながる制度となるよう、抜本的な見直しを行うこと。

２　被災者生活再建支援の充実について

水害における住家被害認定については、浸水により床、内壁、建具設備等に汚損や劣化などの被害が生じ、住宅の機能が大きく損なわれているものの、柱や基礎等の構造部位には物理的な損傷が現れにくく、現状の被害認定基準では、実際の被害の程度が住家の損害割合に十分に反映されず、「半壊」にとどまることが多い。

このため、住宅の修繕等に多額の費用を要する場合であっても、被災者生活再建支援法による支援金の対象とならないケースが生じていることから、浸水害による被災の特性に応じた損傷程度の判定が的確にできるよう、必要な基準の見直しを行うこと。

３　度重なる災害により被災した方への特別な支援について

短期間に相次いで災害が発生し、被災した場合、生活や事業の再建、施設・設備の復旧に取り組む住民や事業者等の負担は、極めて大きなものとなる。

こうしたことを踏まえ、住民の生活再建や事業者等の復旧・事業再開を後押しするため、既存の支援制度について柔軟な運用を図る

とともに、相次ぐ災害により被害を受けた住民や事業者等に対し、既存制度では十分に対応できない負担を軽減するための特別な財政支援を講じること。

４　土砂災害防止対策等の推進について

家屋被害や人的被害の防止のため、土砂災害対策施設の整備における財政的支援について所要の予算を確保すること。

また、急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない箇所での擁壁の設置等、個人が行う宅地の防災対策工事に対する補助制度を創設すること。

なお、スマートシュリンクの時代においては、持続可能な形で土砂災害から住民の生命・財産を守っていくことも必要となることから、土砂災害特別警戒区域内に居住する方が区域外へ住宅を移転するように促す支援制度の充実化についても検討すること。

５　不適切な盛土に対する行政代執行への財政支援拡充について

被災した際の盛土崩落による住家被害や浸水被害等を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法等による是正指導に応じない盛土等については、行政代執行の取組を進める必要がある。また、不適切な盛土が多い地方部の公共団体が行政代執行を行おうとした場合、財政基盤が十分でないため、工区を分割して施工せざるを得ず、長期間を要する場合がある。

このため、地方自治体が迅速に行政代執行を実施できるよう、対策工事等に対する財政支援を拡充すること。

６　電力供給網の予防保全対策について

台風等による倒木は、大規模かつ長期にわたる停電の原因となっているが、危険木の予防伐採に係る関係者の役割分担や費用負担の在り方は明確となっていない。

このため、危険木の予防伐採を着実に推進できるよう、関係者間の役割分担及び費用負担の在り方を早急に明確化すること。

７　流域治水の取組の一層の深化について

水害の激甚化・頻発化が進む中、これまでの想定を大きく上回る極めて異常な降雨にも対応できるよう、従来の河川改修や調節池等の治水施設の整備に加え、雨水貯留・浸透機能の強化や土地利用との連携など、あらゆる関係者が協働する流域治水の取組を一段と深化させるため、地方公共団体に対する技術的及び財政的支援を一層強化すること。

８　医療機関や社会福祉施設等の防災力強化について

住民の生命・健康を守る重要な医療機関や社会福祉施設等の防災力強化を図るため、医療提供体制施設整備交付金などの浸水対策に関する交付金について、浸水想定区域や津波災害警戒区域などに所在する医療機関や社会福祉施設等に対象を限定している交付条件を見直すこと。